

山下正人育成会規約

- (名 称) 第1条 本会は「山下正人育成会」と称する。
- (事務所) 第2条 本会は事務所を横浜に置き、必要に応じて支部を置くことが出来る。
- (目 的) 第3条 本会は「山下正人」の政治的・社会的活動を支援し、政治・経済・文化・環境・福祉の諸問題を調査研究するとともに、会員相互の発展と親睦をはかることを目的とする。
- (会 員) 第4条 本会は本会の主旨・目的に賛同する個人をもって組織する。
- (事 業) 第5条 本会はその目的を達成するため、調査研究・資料の収集・講演会・各種研修会の開催・刊行物の発行、その他必要と認める事業を行う。
- (役 員) 第6条 本会に次の役員をおく。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
・会長:1名 ・代表幹事:1名 ・幹事:若干名
・監査役:1名 ・事務局長:1名 ・会計:1名
- (選 任) 第7条 会長・代表幹事・幹事・会計・監査役は総会において選出する。
- (経 費) 第8条 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもって支弁する。
- (会計年度) 第9条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。
- (会 費) 第10条 本会の会費は次の通りとし、1口以上、10口以下とする。
1口 「年額」 5,000円
(ルーキー会員は1口「年額」:1,000円)
*ルーキー会員=20代までの会員
- (その他) 第11条 本規約に規定なき事項は、役員会に於いて決定する。